

📖 外商直接投資人民元決済実施細則を  
公布、関連手続を明確化

2012年7月9日  
第51号

トランザクションバンキング部  
中国調査室

2012年6月14日付で、中国人民銀行より「中国人民銀行による外商直接投資人民元決済業務操作細則の通知」（銀発[2012]165号 以下「操作細則」）が公布されました。

「操作細則」では、①人民元建て外商直接投資（人民元建て再投資、人民元建てM&A、持分譲渡等を含む。以下「人民元FDI」）に係わる口座種類や口座使用、資金使用制限等や、②人民元建て外債に係わる前提条件や資金使用、規模管理等について、明確化されています。

<「操作細則」のポイント>

✚ 各種専用口座管理の明確化：

- 人民元事前関連費用専用預金口座内の資金について、土地の入札・競売・公告方式での購入や不動産の購入に使用することを禁止。
- 人民元資本金専用預金口座、および人民元建て外債一般預金口座内の資金について、有価証券やデリバティブ商品への投資、委託貸付資金としての利用、理財商品の購入、非自社用不動産の購入、および非投資類の外商投資企業による域内再投資に使用することを禁止。
- 人民元資本金専用預金口座内の資金について、1年以内（1年を含む）の定期預金の運用が可能。

✚ 人民元建て外債管理の明確化：

- 人民元建て外債利用の条件として、登録資本金の期日通りの全額払込みを明記。
- 人民元建て外債金利は、合理的な範囲内で自主的に決定が可能である点を明記。
- 外商投資不動産企業による人民元建て外債による資金調達を禁止。
- 人民元建て外債管理のため、以下を規範化。
  - ①外貨建て外債と合算した総規模は、「投注差」以内とする
  - ②人民元建て外債は、短期外債も発生額ベースで管理する。

一、公布の背景

「人民元FDI」を規範化する法規としては、2010年以降これまでに以下が施行されました。

- 「商務部によるクロスボーダー人民元直接投資関連問題に関する通知」（商資函[2011]第889号）
- 「外商直接投資人民元決済業務管理弁法」（中国人民銀行公告（2011）第23号）
- 「域外機構人民元決済口座管理弁法」（銀発[2010]249号）

2011年9月に商務部と中国人民銀行はそれぞれ「商資函889号」と「人民銀行23号公告」を公布し、人民元建てFDI業務を解禁しました。このうち、「人民銀行23号公告」は、人民元建てFDI業務に係わる各種専用口座管理、送金手続等についての規定に加え、人民元建て外債管理にも触れていますが、「人民元FDI」に係わる開設可能な各種専用口座数や資金の使用制限、人民元建て外債の申請条件や外債としての管理方法、使用制限等、実務上の不明確な部分が残っていました。

他方、クロスボーダー貿易人民元決済取引の促進を図る観点から、経常項目に係わるクロスボーダー人民元決済取引での使用を目的として、2010年9月に中国人民銀行より公布された「銀発249号」では、域外機構の域内人民元建て銀行決済口座(NRA口座)の開設が認められましたが、「人民銀行23号公告」により、人民元FDI関連業務へのNRA口座の利用も認められました。

今回公布された「操作細則」は、「人民銀行23号公告」及び「銀発249号」が明確にしていない人民元FDI業務と人民元外債業務に係わるオペレーション事項に関する細則の位置づけとなります。

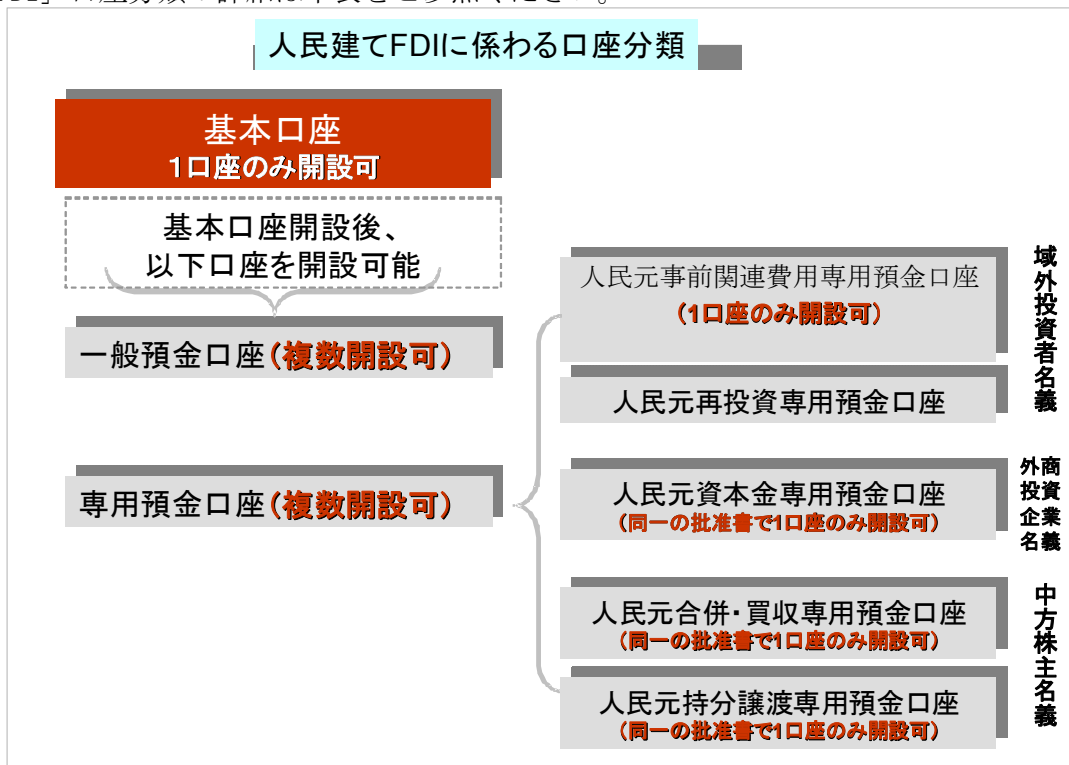
以下、「操作細則」の主要内容について説明させていただきます。

## 二、人民元建てFDI管理

### ✓ 口座種類

「操作細則」では、人民元FDI業務に係わる域外投資者名義の口座を人民元基本預金口座、専用預金口座と一般預金口座に分類、専用預金口座については、人民元FDIの具体的業務によって更に人民元事前関連費用専用預金口座、人民元再投資専用預金口座、人民元資本金専用預金口座等、及び中方株主名義の口座として人民元合併・買収専用預金口座、人民元持分譲渡専用預金口座に区分しています。

「人民元FDI」口座分類の詳細は下表をご参照ください。



「操作細則」及び関連規定に基づき、三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司トランザクションバンキング部 中国調査室整理

✓ 各種専用口座管理

専用口座の開設	口座の性質	専用口座の名称	使用可能	制限等
人民元 事前関連費用 専用預金口座	普通口座	預金者名称 (域外投資者) +「事前関連費用」	事前関連費用の預 入れ	入札・競売・定価販売、 または不動産の購入への 使用は不可
人民元再投資 専用預金口座	普通口座	預金者名称 (域外投資者) +「再投資」	再投資資金の預入 れ	
人民元資本金 専用預金口座	普通口座  1年以内 (含、1年) の定期預金 への振替も 可能	預金者名称 (外商投資企業) +「資本金」	・資本金の預入れ ・域内外からの 借入金の返済 への利用も可能	以下への使用は不可 ・有価証券 ・デリバティブ商品投資 ・委託貸付 ・理財商品 ・非自社用不動産の購入 ・非投資類の外商投資 企業による域内再投資。
人民元買収・ 合併専用 預金口座	普通口座	預金者名称 (中資側株主) +「買収・合併」	買収・合併資金の 預入れ	
人民元出資 持分譲渡専用 預金口座	普通口座	預金者名称 (中資側株主) +「持分譲渡」	持分譲渡資金の 預入れ	

三、人民元建て外債管理

✓ 人民元建て外債の実施条件

「人民銀行 23 号公告」において、外商投資企業による域外の株主やグループ関連企業、および域外金融機構からの人民元建て外債が認められましたが、「操作細則」は、それを改めて確認した上で、人民元建て外債の前提条件として、外商投資企業による登録資本金の期限通りの全額払込みを求めています。

また、人民元建て外債利率については、貸し手と借り手の双方が商業原則に基づき合理的な範囲内で自主的に決定できると明記されています。

なお、外商投資不動産企業は、域外から人民元資金を借り入れてはならないと規定されています。

✓ 人民元建て外債に関わる口座管理

口座開設数	借入資金に関する受払をおこなうことができる人民元一般預金口座として、1口座のみ開設可
口座開設地	原則として外商投資企業の登記地の銀行で開設。 確実に実際の需要がある場合、外商投資企業は遠隔地で人民元一般預金口座を開設できるが、登記地の中国人民銀行分支機関への届出が必要。
元利返還	原則として、外商投資企業の人民元建て外債は、元の借り入れ決済銀行を通じて元利金を支払う。
使用制限	以下への利用は不可 ・有価証券

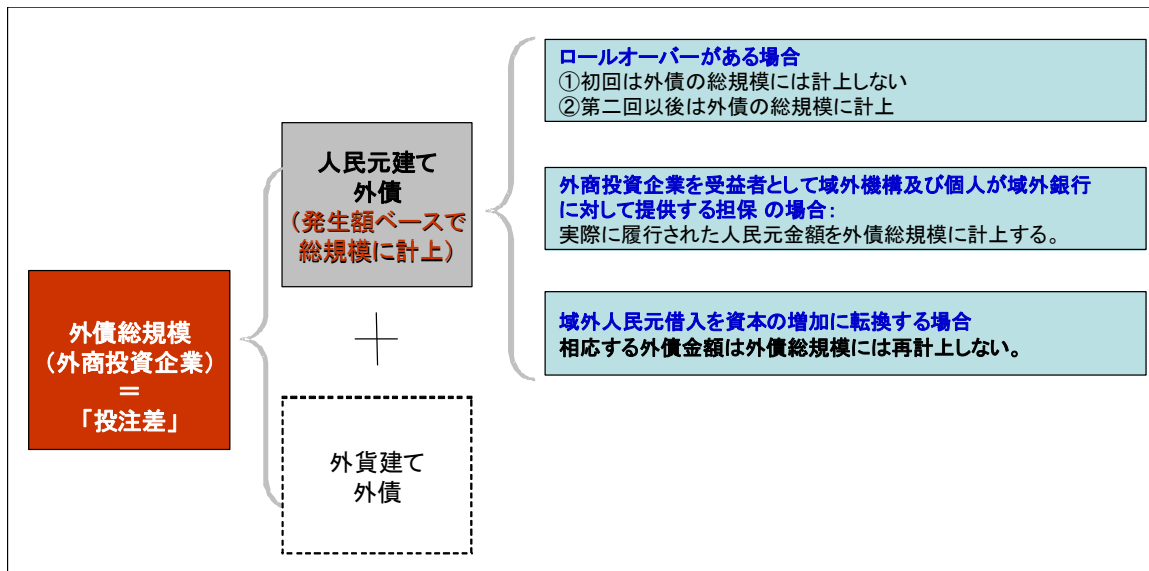
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デリバティブ商品投資</li> <li>・委託貸付</li> <li>・理財商品</li> <li>・非自社用不動産の購入</li> <li>・非投資類の外商投資企業による域内再投資</li> </ul>
使用可能範囲	域内外からの借入金の返済への利用も可能
その他	口座内資金の定期預金の運用は不可

✓ 人民元建て外債に関わる規模管理

「操作細則」では、人民元建て外債は、外貨建て外債と合算して総規模を計算することが明確に定められています。また、人民元建て外債限度額管理について、「操作細則」は初めて、外商投資企業の人民元建て外債と外貨建て外債を合算した総規模を「投注差」以内に抑えなければならないと明言しています。

外商投資性公司及び外商投資リース会社等については、商務部主管部門の関連規定に基づき管理するとしています。

【人民元建て外債の規模管理】



「操作細則」に基づき、三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司トランザクションバンキング部 中国調査室整理。

✓ 人民元建て外債に係わる決済業務取扱いの際の提出資料

「操作細則」では、外商投資企業が人民元建て外債に係わる決済業務を行う際に、域内決済銀行へ提出すべき資料として以下を規定しています。

- 外商投資企業批准書
- 直近 1 期の验资報告（出資検査報告）。
- 人民元建て外債契約書。
- 申請日までの人民元建て外債、外貨建て外債、及び同企業を受益者とする域外担保の人民元での実際の履行等の状況説明。

<sup>1</sup>中国関連部門が許可した投資総額と登録資本との差額

その他、「操作細則」は、「人民元 FDI」に係わる域外投資者が自然人である場合の個人名義での各種専用口座の開設を認めており、相応する各種専用口座管理を参照して管理を行うと規定しています。

また、「操作細則」では、「人民元 FDI」を実施する外商投資企業は、決済銀行一行を主報告銀行として選択することを要求、主報告銀行は人民元クロスボーダー収支情報管理システムを通じて、その登記地の中国人民銀行分支機構に企業情報を登録し、変更情報を報告するものと規定しています。

「操作細則」の公布により、これまで一部不明確であった人民元 FDI 関連の手続きが明確化されましたが、具体的な取扱いや解釈につきましては、地域によって異なる可能性もありますので、実際に関連業務を行われる際には、事前に所在地の人民銀行分支機構にご確認頂く必要があります。

以 上

以下は、中国語原文と日本語仮訳です。

中国語原文	日本語仮訳
<p style="text-align: center;"><b>中国人民银行</b> <b>关于明确外商直接投资人民币结算业务操作细则的通知</b></p> <p style="text-align: center;">银发[2012]165号</p> <p>中国人民银行上海总部，各分行、营业管理部，省会（首府）城市中心支行、副省级城市中心支行，国家开发银行、各政策性银行、国有商业银行、股份制商业银行，中国邮政储蓄银行：</p> <p>为贯彻落实《外商直接投资人民币结算业务管理办法》（中国人民银行公告[2011]第23号公布），便利境外投资者以人民币来华投资，规范银行业金融机构（以下简称银行）办理外商直接投资人民币结算业务，现就有关事项通知如下：</p> <p>一、境外投资者应当根据《人民币银行结算账户管理办法》（中国人民银行令[2003]第5号发布）、《境外机构人民币银行结算账户管理办法》（银发[2010]249号文印发）等银行结算账户管理规定，开立境外机构人民币基本存款账户、专用存款账户及一般存款账户。</p> <p>二、一个境外投资者在境内只能开立一个人民币前期费用专用存款账户，账户名称为存款人名称前加“前期费用”字样。</p> <p>境外投资者如为境外自然人，可以按照《人民币银行结算账户管理办法》等银行结算账户管理规定申请开立个人人民币银行结算账户，专门用于存放前期费用。该账户的使用应参照境外机构人民币前期费用专用存款账户进行管理。银行将境外投资者开立的用于前期费用的个人银行结算账户向人民币跨境收付信息管理系统报备时，应当在“备注”最前面注明“前期费用”字样。</p>	<p style="text-align: center;"><b>中国人民銀行</b> <b>外商直接投資人民幣元決済業務操作細則明確化に関する通知</b></p> <p style="text-align: center;">銀発「2012」165号</p> <p>中国人民銀行上海総部、各分行、営業管理部、省都（首府）都市中心支行、副省級都市中心支行、国家開發銀行、各政策性銀行、国有商業銀行、股份制商業銀行、中国郵政貯蓄銀行：</p> <p>「外商直接投資人民幣元決済業務管理弁法」（中国人民銀行公告（2011）第23号公布）を着実に実施し、域外投資家による人民幣での中国への投資を利便化し、銀行業金融機関（以下、「銀行」と略）による外商直接投資人民幣元決済業務の取扱いを規範化するため、関連事項を以下の通り通知する：</p> <p>一、域外投資者は、「人民幣銀行決済口座管理弁法」（中国人民銀行令「2003」第5号）、「域外機構人民幣銀行決済口座管理弁法」（銀発「2010」249号文印刷発行）などの銀行決済口座管理規定に基づき、域外機構の人民幣基本預金口座、専用預金口座、および一般預金口座を開設しなければならない。</p> <p>二、一域外投資者は、域内で人民幣事前関連費用専用預金口座を一口座のみ開設することができる。口座名称は預金者名称の前に「事前関連費用」の字句を加えるものとする。</p> <p>域外投資者が域外自然人的場合、「人民幣銀行決済口座管理弁法」などの銀行決済口座管理規定に基づき、個人の人民幣銀行決済口座の開設を申請し、事前関連費用の預け入れ専用として利用することができる。当該口座の使用は、域外機構人民幣事前関連費用専用預金口座を参照して管理を行わなければならない。銀行は、域外投資者が開設した事前関連費用専用の個人銀行決済口座を人民幣クロスボーダー収支情報管理システムに報告する際には、「備考」欄の最初に「事前関連費用」の字句を明記しな</p>

銀行在为境外投资者开立人民币前期费用专用存款账户时,应当登陆人民币跨境收付信息管理系统查询该境外投资者是否已开立前期费用账户,已经开立的,不得再为其开立。

三、境外投资者开立人民币再投资专用存款账户,账户名称为存款人名称加“再投资”字样。

境外投资者为境外自然人的,可以按照《人民币银行结算账户管理办法》等银行结算账户管理规定申请开立个人人民币银行结算账户,专门用于存放再投资资金。该账户的使用应当参照境外机构人民币再投资专用存款账户进行管理。

四、境外投资者的人民币前期费用专用存款账户、人民币再投资专用存款账户的收支范围按照中国人民银行有关规定执行。

境外投资者人民币前期费用专用存款账户内的资金不得用于土地招拍挂或购买房产。

五、开展人民币直接投资业务活动的外商投资企业应当选择一家结算银行作为主报告银行通过人民币跨境收付信息管理系统向其注册地中国人民银行分支机构办理企业信息登记、报送变更信息。外商投资企业注册地中国人民银行分支机构应当对主报告行报告的信息进行核查,发现疑问的,有权要求外商投资企业和主报告行进行说明并提交有关文件材料。

在办理企业信息登记、报送变更信息时,外商投资企业应当向其主报告银行提交外商投资企业批准证书复印件、营业执照副本和组织机构代码证等文件。其中外商投资合伙企业在办理企业信息登记、报送变更信息时,应当提供营业执照副本、组织机构代码证和工商行政管理部门出具的包括合伙企业全部登记事项在内的加盖登

ければならない。

銀行は、域外投資者のために人民币前期費用専門預金口座を開設する際には、人民币クロスボーダー収支情報管理システムに登録し、当該域外投資者が既に事前関連費用口座を開設しているか否かを検索しなければならず、既に開設している場合、再度開設してはならない。

三、域外投資者が人民币再投資専用預金口座を開設する際には、口座名称は預金者名称に「再投資」の字句を加えるものとする。

域外投資者が域外自然人の場合、「人民币銀行決済口座管理弁法」などの銀行決済口座管理規定に基づき、個人人民币銀行決済口座の開設を申請し、再投資資金の預け入れ専用として利用することができる。当該口座の使用は、域外機構人民币再投資専用預金口座を参照して管理を行わなければならない。

四、域外投資者の人民币事前関連費用専用預金口座、人民币再投資専用預金口座の收支範囲は、中国人民銀行の関連規定に基づき執行する。

域外投資者の人民币事前関連費用専用預金口座の資金は、土地の入札・競売・公告方式での購入、或いは不動産の購入に使用してはならない。

五、人民币直接投資業務活動を行う外商投資企業は、決済銀行一行を主報告銀行として選択し、人民币クロスボーダー収支情報管理システムを通じて、その登記地の中国人民銀行分支機構に企業情報を登記し、変更情報を報告送付しなければならない。外商投資企業登記地の中国人民銀行分支機構は、主報告銀行が報告した情報を審査し、疑問が生じた場合には、外商投資企業と主報告銀行に説明および関連書類の提出を要求する権利を有する。

企業情報の登記、変更情報の報告送付を行う際には、外商投資企業は主報告銀行に対して、外商投資企業批准証書のコピー、営業許可書のコピー、および組織コード証明書などの書類を提出しなければならない。うち、外商投資パートナーシップ企業が企業情報の登記や変更情報を報告送付する際には、営業許可証のコピ

记机关查询章的企业基本信息单或网络查询结果打印单。主报告银行应当留存外商投资企业提供的有关文件复印件备查。

以人民币设立的外商投资合伙企业在境内投资的，还应当遵守国家有关部门的管理规定。

六、新设立外商投资企业凭商务主管部门颁发的企业设立批准文件在其注册地的银行开立人民币资本金专用账户。同一批准文件只能开立一个人民币资本金专用账户，账户名称为存款人名称加“资本金”字样。

已设立外商投资企业增加注册资本金的，外商投资企业凭商务主管部门颁发的注册资本变更批准文件在其注册地的银行开立人民币资本金专用存款账户。同一批准文件只能开立一个人民币资本金专用存款账户，账户名称为存款人名称加“资本金”字样。

外商投资企业人民币资本金专用存款账户的累计贷方发生额不得超过国家有关部门批准或备案文件标注的金额。

七、外商投资合伙企业凭工商行政管理部门出具的加盖登记机构查询章的记载有合伙企业合伙人认缴或者实际缴付出资额等登记事项在内的企业基本信息单或网络查询结果打印单，参照第六条规定开立人民币资本金专用存款账户。

八、境外投资者以人民币并购境内企业设立外商投资企业的，被并购境内企业的各中方股东凭商务主管部门颁发的外商投资企业设立批准文件开立人民币并购专用存款账户。每一中方股

一、組織コード証明書、および工商行政部門が発行したパートナーシップ企業の全ての登記事項を含み、登記機関の確認済の印がある企業基本情報書、或いはインターネット照会結果を印刷した書類を提供しなければならない。主報告銀行は、検査に備え、外商投資企業が提出した関連書類のコピーを保存しなければならない。

人民元で設立された外商投資パートナーシップ企業が域内投資を行う場合、国家関連部門の管理規定も遵守しなければならない。

六、新たに設立された外商投資企業は、商務主管部門が発行した企業設立批准書類により、登記地の銀行で人民元資本金専用預金口座を開設する。同一の批准書類で人民元資本金専用預金口座を一口座のみ開設することができる。口座名称は、預金者名称に「資本金」の字句を加えるものとする。

既に設立された外商投資企業が登録資本金を増加する場合、外商投資企業は商務主管部門が発行した登録資本変更許可書により、登録地の銀行で人民元資本金専用預金口座を開設する。同一の批准書類で人民元資本金専用預金口座を一口座のみ開設することができる。口座名称は、預金者名称に「資本金」の字句を加えるものとする。

外商投資企業の人民元資本金専用預金口座の累計の貸方発生額は、国家関連部門が批准した、或いは届出書類に記載された金額を超過してはならない。

七、外商投資パートナーシップ企業は、工商行政管理部门が発行した登記機関の確認済の印が捺印され、パートナーシップ企業のパートナーが払い込みを承認した或いは実際に払い込まれた出资额などの登記事項が記載された企業基本情報書、或いはインターネット照会結果を印刷した書類により、第六条の規定を参照して、人民元資本金専用預金口座を開設する。

八、域外投資者が人民元で域内企業を合併・買収して設立した外商投資企業の場合、被合併・買収域内企業の各中国側株主は、商務主管部門が発行した外商投資企業設立批准書類に



东凭同一批准文件只能开立一个人民币并购专用存款账户，账户名称为存款人名称加“并购”字样。

境外投资者以人民币向境内外商投资企业的中方股东支付股权转让对价款的，各中方股东凭商务主管部门颁发的股权变更批准文件开立人民币股权转让专用存款账户。每一中方股东凭同一批准文件只能开立一个人民币股权转让专用存款账户，账户名称为存款人名称加“股权转让”字样。

在并购和股权转让行为完成后，上述人民币并购专用存款账户和人民币股权转让专用存款账户存放的资金可依法使用，账户的境内使用信息无需报人民币跨境收付信息管理系统。

九、境外投资者以人民币资金并购境内企业设立的外商投资企业或收购外商投资企业中 方股权，中方股东为境内自然人的，中方股东可以按照《人民币银行结算账户管理办法》等银行结算账户管理规定申请开立个人人民币银行结算账户，专门用于存放境外投资者汇入的人民币并购款或股权转让款，该账户的使用应当参照人民币并购专用存款账户或人民币股权转让专用存款账户进行管理。

银行将中方股东开立的用于并购或股权转让的个人银行结算账户向人民币跨境收付信息管理系统报备时，应在“备注”最前面注明“并购”或“股权转让”字样。

十、自本通知下发之日起三个月内，境外投资者、外商投资企业和中方股东应按照本通知的有关规定对在本通知下发前根据《外商直接投资人民币结算业务管理办法》开立的各类人民币专

より、人民币元合併・買収専用預金口座を開設する。各中国側株主は、同一の批准書に基づき、人民币元合併・買収専用預金口座を一開設のみすることができる。口座名称は、預金者名称に「合併・買収」の字句を加えるものとする。

域外投資者が人民币元で域内外商投資企業の中国側株主へ持分譲渡の対価を支払う場合、各中国側株主は、商務主管部門が発行した持株変更批准書類により、人民币元持分譲渡専用預金口座を開設する。各中国側株主は、同一の批准書類に基づき、人民币元持分譲渡専用預金口座を一口座のみ開設することができる。口座名称は、預金者名称に「持分譲渡」の字句を加えるものとする。

合併・買収と持分譲渡行為の完成後、上記の人民币元合併・買収専用預金口座と人民币元持分譲渡専用預金口座に預け入れた資金は、法に基づき使用することができる。口座の域内での使用情報は、人民币元クロスボーダー収支情報管理システムに報告する必要はない。

九、域外投資者が、人民币元資金で域内企業を合併・買収して設立した外商投資企業、或いは外商投資企業の中国側株主の持分を購入する場合で、中国側株主が域内自然人である場合、当該中国側株主は、「人民币元銀行決済口座管理弁法」などの銀行決済口座管理規定に基づき個人人民币元銀行決済口座の開設を申請し、域外投資から払い込まれる人民币元合併・買収資金、或いは持分譲渡資金の預け入れ専用として利用することができる。当該口座の使用は、人民币元合併・買収専用預金口座或いは人民币元株式譲渡専用口座を参照して、管理を行わなければならない。

銀行は、中国側株主が開設した合併・買収或いは持分譲渡に使用される個人銀行決済口座を、人民币元クロスボーダー収支情報管理システムに報告する際には、「備考」欄の最初に「合併・買収」或いは「持分譲渡」の字句を明記しなければならない。

十、本通知の発布された日から3ヶ月以内に、域外投資者、外商投資企業および中国側株主は、本通知の関連規定に基づき、本通知の発布前に「外商直接投資人民币元決済業務管理弁法」

用存款账户进行清理核实,补充提供有关开户证明文件和办理账户名称变更业务;对于开立两个(含)以上前期费用专用存款账户,以及凭同一证明文件开立两个(含)以上资本金专用存款账户、并购专用存款账户、股权转让专用存款账户的,应当确定其中一个继续使用,并向开户银行出具书面确认函、补充提供有关开户证明文件和办理账户名称变更业务,同时办理其他银行结算账户销户手续。

十一、外商投资企业注册资本金按期足额到位后,方可自境外借用人民币资金。外商投资企业境外人民币借款利率由借贷双方按照商业原则在合理范围内自主确定。外商投资房地产企业不得自境外借用人民币资金。

外商投资企业一笔境外人民币借款只能开立一个人民币一般存款账户办理资金收付。境外借款人民币一般存款账户原则上应当在外商投资企业注册地的银行开立,对确有实际需要的,外商投资企业可选择在异地开立人民币一般存款账户,并报其注册地中国人民银行分支机构备案。原则上,外商投资企业境外人民币借款应当通过原借款结算银行还本付息。

十二、外商投资企业向境外股东、集团内关联企业及境外金融机构的人民币借款和外汇借款合并计算总规模。国家有关部门的批准或备案文件以外币计价的,人民币与外币的折算汇率为借款合同生效日当日中国人民银行授权公布的人民币汇率中间价。

外商投资企业境外人民币借款按照发生额计算总规模。外商投资企业境外人民币借款如有展期的,首次展期不计入外商投资企业境外借款总规模,此后的展期计入境外借款总规模。对于

に基づき開設された各人民元専用預金口座に対し整理・照合を行い、口座開設に必要な証明資料を補充提出し、且つ口座名称の変更業務を行わなければならない。二口座以上(二口座を含む)開設されている事前関連費用専用預金口座、および同一の証明書類で二口座以上(二口座を含む)開設されている資本金専用預金口座、合併・買収専用預金口座、持分譲渡専用預金口座に対しては、そのうち一口座の継続使用を確定し、併せて口座開設銀行へ書面確認書、口座開設証明文書を補充提出し、口座名称の変更業務を行うと同時に、他の銀行での決済口座閉鎖手続きを行わなければならない。

十一、外商投資企業は、登録資本金が期限通り全額払い込こまれた後、域外から人民元資金を借り入れることができる。外商投資企業の域外人民元借り入れ金利は、貸借双方が商業原則に基づき合理的な範囲内で自主的に確定する。外商投資不動産企業は、域外から人民元資金を借り入れることはできない。

外商投資企業は、一件の域外人民元借り入れにおいて、資金受払を行う人民元一般預金口座を一口座のみ開設することができる。域外借り入れ人民元一般預金口座は、原則として外商投資企業の登記地の銀行で開設しなければならない。確実に実際の需要がある場合には、外商投資企業は遠隔地での人民元一般預金口座の開設を選択することができるが、併せて登記地の中国人民銀行分支機関に届け出なければならない。原則として、外商投資企業の域外人民元借り入れは元の借り入れ決済銀行を通じて元利金を支払わなければならない。

十二、外商投資企業の域外株主、グループ内関連企業、および域外金融機構からの人民元借り入れは、外貨借り入れと合算して総規模を計算する。国家関連部門の批准或いは届出書類が外貨建ての場合、人民元と外貨の換算レートは借り入れ契約発効日当日の中国人民銀行が授權公表した人民元為替レートの仲値とする。

外商投資企業の域外人民元借り入れは、発生額に基づき総規模を計算する。外商投資企業の域外人民元借り入れでロールオーバーがある場合、初回のロールオーバーは外商投資企業の

以外商投资企业为受益人的境外机构和个人对境内银行提供担保,已实际履约的人民币金额计入境外借款总规模。外商投资企业境外人民币借款转增资本的,相应的借款不再计入外商投资企业境外借款总规模。

十三、除外商投资性公司和外商投资融资租赁公司等特殊类型外商投资企业外,外商投资企业本外币借款总规模不得超过国家有关部门批准的投资总额与注册资本的差额。

外商投资性公司的境外人民币与外币借款总规模按照商务主管部门关于外商投资举办投资性公司的有关规定执行。外商投资融资租赁公司境外人民币借款全部计为风险资产。外商投资融资租赁公司的风险资产按照商务主管部门有关规定进行管理。

十四、外商投资企业办理境外人民币借款结算业务时应当向其境内结算银行提交以下材料,境内结算银行应当进行认真审核。

- (一) 外商投资企业批准证书;
- (二) 最近一期验资报告;
- (三) 人民币借款合同;
- (四) 截至申请日境外人民币借款、外币借款和以本企业为受益人的境外担保的人民币实际履约等情况说明。

境内结算银行应当在为外商投资企业办理境外人民币借款结算业务后5个工作日内向人民币跨境收付信息管理系统报送该外商投资企业的基本信息和人民币借款情况,并留存外商投资企业提供的有关文件复印件备查。外商投资企业注册地中国人民银行分支机构应当对结算银行报送的信息进行核查,发现疑问的,有权要求外商投资企业和结算银行进行说明并提交有关文件材料。

域外借入れの総規模には計上しないが、それ以降のロールオーバーは域外借入れの総規模に計上する。外商投資企業を受益者として域外機構及び個人が域外銀行に対して提供する担保に対しては、実際に履行された人民元金額を域外借入れの総規模に計上する。外商投資企業の域外人民元借入れを資本の増加に転換する場合には、相応する借入れ金額は外商投資企業の域外借入れ総規模には再び計上しない。

十三、外商投資性公司及外商投資融資リース会社などの特別種類の外商投資企業を除き、外商投資企業の人民元建て借入れと外貨建て借入れの総規模は中国関連部門が許可した投資総額と登録資本との差額を超えてはならない。

外商投資性公司の人民元建て借入れと外貨建て借入れの総規模は商務主管部門の外商投資投資性公司関連規定に基づき執行する。外商投資融資リース会社の域外人民元借入れは全てリスク資産に計上する。外商投資融資リース会社のリスク資産は商務主管部門の関連規定に基づき管理を行う。

十四、外商投資企業が域外人民元借入れ決済業務を行う際には、域内決済銀行に対して以下の資料を提出しなければならない。域内決済銀行は、真摯に審査しなければならない。

- (一) 外商投資企業批准書
- (二) 直近1期の験資報告
- (三) 人民元借入れ契約書
- (四) 申請日までの域外人民元借入れ、外貨借入れ、及び本企業を受益者とする域外担保の人民元での実際の履行等の状況説明。

域内決済銀行は、外商投資企業に対する域外人民元借入れ決済業務処理後5営業日以内に、人民元クロスボーダー収支情報管理システムに当該外商投資企業の基本情報や人民元借入れ状況を報告送付し、且つ検査に備え、当該外商投資企業が提出した関連文書コピーを保管しなければならない。外商投資企業の登録地の中国人民银行分支机构は、決済銀行より報告送付された情報に対し検査を行い、疑問があ

十五、按照《人民币银行结算账户管理办法》和《境外机构人民币银行结算账户管理办法》等规定,境外投资者人民币前期费用专用存款账户和人民币再投资专用存款账户,外商投资企业人民币资本金专用存款账户和人民币境外借款一般存款账户,外商投资企业的中方股东人民币并购专用存款账户以及被并购境内企业中方股东人民币股权转让专用存款账户,均为活期存款账户,存款利率按中国人民银行公布的活期存款利率执行。

十六、外商投资企业的人民币资本金专用存款账户、人民币境外借款一般存款账户存放的人民币资金应当在符合国家有关部门批准的经营范围内使用,不得用于投资有价证券和金融衍生品,不得用于委托贷款,不得购买理财产品、非自用房产;对于非投资类外商投资企业,不得用于境内再投资。外商投资企业资本金专用存款账户的人民币资金可以转存为一年期以内(含一年)的存款,外商投资企业的人民币境外借款一般存款账户存放的人民币资金不得转存。

十七、外商投资企业人民币资金专用存款账户和人民币境外借款一般存款账户的人民币资金可以偿还国内外贷款。

十八、除支付工资以及企业用作差旅费、零星采购、零星开支等用途的备用金等以外,外商投资企业人民币资本金专用存款账户和人民币境外借款一般存款账户资金不可划转至境内同名人民币存款账户。

十九、银行在办理各类外商直接投资人民币结算业务后5个工作日内,应当按照《外商直接

投资人民币结算业务管理办法》的规定,在规定的时间内,向银行提供必要的证明材料。银行在审核材料时,有权要求企业补充提供相关材料。企业应当积极配合银行审核,不得提供虚假信息。企业未按规定提供材料或提供虚假信息,导致银行无法办理业务的,企业应承担相应责任。

十五、「人民元銀行決済口座管理弁法」および「域外機構人民元銀行決済口座管理弁法」等の規定に基づき、域外投資者の人民元事前関連費用預金口座および人民元再投資専用預金口座、外商投資企業の人民元資本金専用預金口座および人民元域外借り入れ一般預金口座、外商投資企業の中国側株主人民元合併・買収専用預金口座、および被合併・買収域内企業の中国側株主人民元持分譲渡専用預金口座は、いずれも普通預金口座であり、預金利率は、中国人民銀行が公布した普通口座利率に基づき執行する。

十六、外商投資企業の人民元資本金専用預金口座、人民元域外借り入れ一般預金口座に預け入れた人民元資金は、国家の関連部門が批准した経営範囲に使用しなければならず、有価証券やデリバティブ商品投資に使用してはならず、委託貸付に使用してはならず、理財商品や非自社用不動産を購入してはならぬ。非投資類の外商投資企業に対しては、域内再投資に使用してはならない。外商投資企業の資本金専用預金口座の人民元資金は一年以内(一年を含む)の定期預金に運用することができるが、外商投資企業の人民元域外借り入れ一般預金口座の人民元資金は定期預金に運用することができない。

十七、外商投資企業の人民元資本金専用預金口座と人民元域外借り入れ預金口座の人民元資金は域内外貸付の返済に充当することができる。

十八、給料の支払及び企業の出張旅費、小口の仕入、小口の支払等を用途とする準備金を除き、外商投資企業は、人民元資本金専用預金口座および人民元域外借り入れ一般預金口座の資金を域内の同名の人民元預金口座に振り替えることはできない。

十九、銀行は各種人民元決済業務の処理後5営業日以内に、「外商直接投資人民元決済業務

《投资人民币结算业务管理办法》第二十一条的规定及时、准确、完整地向人民币跨境收付信息管理系统报送有关人民币资金收付信息。中国人民银行和国家外汇管理局建立外商直接投资相关业务信息共享机制。

《外商直接投资人民币结算业务管理办法》施行前，境外投资者以人民币来华投资的，结算银行应当在2012年7月31日前按照《外商直接投资人民币结算业务管理办法》和本通知向人民币跨境收付信息管理系统补报有关信息。

二十、境外企业可按照《境外机构人民币银行结算账户管理办法》等银行结算账户管理规定开立境外机构人民币银行结算账户，以人民币来华从事合作开采、开发、勘探资源，承包境内工程等生产经营活动，相应的人民币结算业务参照《外商直接投资人民币结算业务管理办法》和本通知进行管理。

请中国人民银行上海总部，各分行、营业管理部，各省会（首府）城市中心支行，各副省级城市中心支行将本通知转发至辖区内银行。

执行中遇到的问题，请及时报告中国人民银行。

联系人：刘肯，

联系电话：010-66194925

2012年6月14日

管理弁法」第二十一条の規定に基づき、遅滞無く、正確・完全に人民元クロスボーダー収支管理システムに人民元資金収支情報を報告送付しなければならない。中国人民銀行と国家外貨管理局は外商直接投資関連業務の情報共有メカニズムを創設する。

「外商直接投資人民元決済業務管理弁法」の施行以前に、域外投資者が人民元で中国へ投資を行った場合、決済銀行は2012年7月31日以前に、「外商直接投資人民元決算業務管理弁法」および本通知に基づき、人民元クロスボーダー収支情報管理システムに関連情報を補充報告しなければならない。

二十、域外企業が、「域外機構人民元銀行決済口座管理弁法」等の銀行決済口座管理規定に基づき、域外機構人民元銀行決済口座を開設し、中国において人民元で採掘、開発、資源探査の協力に従事し、域内プロジェクト引受等の生産経営活動に従事する場合、相応する人民元決済業務は、「外商直接投資人民元決算業務管理弁法」および本通知に基づき管理を行う。

中国人民銀行上海本部、各分行、営業管理部、省都（省政府所在地）都市の中心支行、各副省级都市の中心支行は、本通知を管轄区内の銀行に転送のこと。

執行に際して問題がある場合、遅滞無く中国人民銀行に報告のこと。

連絡者：劉肯

連絡先番号：010-66194925

2012年6月14日

【日本語仮訳：三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司 トランザクションバンキング部 中国調査室】

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる事務案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司 トランザクションバンキング部 中国調査室

北京：北京市朝阳区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先：石洪 TEL010-6590-8888 ext.214

上海：上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亞大厦22階 照会先：張亜秋 TEL021-6888-1666 ext.4250

丁海聡 TEL021-6888-1666 ext.4255